

養成講座を受講して

# ファミリーサポート協力会員になりませんか

●申し込み・問い合わせ先 市社会福祉協議会 ファミリーサポートセンター ☎096-242-7008

ファミリーサポートセンターでは次の会員を募集しています。

- ・協力会員 自宅で子どもを預かり、子育ての手助けをする人。
  - ・両方会員 子育て中で、子どもを預かってもらうこともあるが、時間があるときは預かりもする人。
- 協力会員になるためには、養成講座を24時間以上受講する必要があります。ぜひこの機会に講習会を受講して、本市の子育て応援団になってください。

※ **公開** …公開講座は一般の人も参加できます(要予約)

▶とき 下表のとおり ▶ところ ふれあい館

▶持ってくるもの 筆記用具 6月18日(火)・11月29日(金)のみ 印鑑、証明写真2枚

※都合により、講師・日程が変更になる場合もあります

※受講料は無料です。託児についてはお問い合わせください



講座①とき	講座②とき	内容	講師
5月14日(火) 9:45~12:00	10月15日(火) 9:45~12:00	1. 保育の心	こども支援センター 保育士
5月17日(金) 9:30~12:00	10月18日(金) 9:30~12:00	<b>公開</b> 2. 小児看護の基礎知識	いけざわこどもクリニック 看護師長 池澤 千恵子さん
5月21日(火) 10:00~12:00	10月22日(火) 10:00~12:00	3. 子どもの栄養と食生活	管理栄養士 山田 理恵さん
5月24日(金) 9:30~12:00	11月1日(金) 9:30~12:00	4. 子どもの日常の関わりと子どものあそび	こども支援センター 保育士
5月28日(火) 9:30~12:00	10月29日(火) 9:30~12:00	<b>公開</b> 5. 子どもの心の発達過程 保育者の関わりとその問題	保健師 渡邊 明子さん
5月31日(金) 9:30~12:00	11月26日(火) 9:30~12:00	6. 救急法 リスクマネジメント	菊池広域連合西消防署 ファミリーサポートアドバイザー
6月2日(日) 9:30~12:00	10月27日(日) 9:30~12:00	<b>公開</b> 7. 子どもの身体の発育と病気	認定NPO法人NEXTEP理事長 穂っぶこども在宅&心身クリニック 院長 島津 智之さん
6月7日(金) 9:30~12:00	11月8日(金) 9:30~12:00	8. 保育看護	こども支援センター 看護師
6月11日(火) 9:30~12:00	11月15日(金) 9:30~12:00	<b>公開</b> 9. 気になる子どもとの関わり方	熊本県北部発達障がい者支援センター わっふる 藤森 洋子さん
6月14日(金) 10:00~12:00	11月19日(火) 10:00~12:00	10. 児童虐待と社会的養護	熊本天徳園 入倉 一太さん 慈愛園 浦川 陽子さん
6月18日(火) 10:00~12:00	11月29日(金) 10:00~12:00	11. 事業を円滑に進めるために	ファミリーサポートアドバイザー

## 警察署だより

問い合わせ先

熊本北合志警察署  
☎096-341-0110

4月6日(土)～15日(月)までの10日間は『春の全国交通安全運動』期間です。4月から新学期も始まります。一人ひとりの心がけで交通事故を“ゼロ”にしましょう。



- ・歩行者は、信号を守って横断歩道を渡りましょう。
- ・運転手は、交通ルールを守り、歩行者や他の車へ“思いやり”“ゆずり合い”の気持ちで運転しましょう。
- ・自転車に乗るときは、ヘルメットを着用しましょう。

犯罪発生状況 (令和6年1月集計)	区分	1月中	累計
	北合志署管内	35	35
	うち合志市	17	17
主な発生犯罪		払出盗、置き引きなど	

交通事故状況 (令和6年1月集計)	区分	北合志署管内		うち合志市	
		1月中	累計	1月中	累計
	発生件数	36	36	8	8
死者数	1	1	1	1	
負傷者数	42	42	9	9	

## 人権よもやま話

地域の人権相談パートナー

人権擁護委員 惠濃裕司さん



●問い合わせ先  
人権啓発教育課  
啓発教育班  
☎096(248)2399

絵本作家で詩人の葉祥明さんは『生命の法則』という詩の中で、人権について「人権と生きるということは同じこと。自由に生きること、安心して生きること、楽しく生きること」と伝えていきます。人権の概念を分かりやすく私たちに示しています。

昨今、LGBTQ+という言葉にふれる機会が増え、私が所属している人権擁護委員連絡協議会でもこの人権問題について研修を重ねています。研修会では、性的マイノリティ当事者の話を聞くなど差別的現実から学ぶことから始めていますが、当事者や家族には相当の生きづらさがあること、その生きていく上での困難は、現代社会に存在する偏見や差別意識が生み出したこと、人間の性は豊かで多様なことなどを学ぶことができ、私にも認識の変容が見えてきました。

本市ではパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度が施行され、1年が経過しようとしています。最近、同性カップルの法的保護に肯定

的な意見が多くなってきた。性的マイノリティの権利・保障に向けた議論が進んでいます。私たちは人権というフィルターを通してこの問題を見つめるとともに、当事者やその家族の生きづらさを解消するために理解を深め、全ての人が幸せな人生を歩むことができるよう、世論を形成していくことが大切だと思います。

人の意識の底にある偏見や差別をする心を変えていくものが研修です。研修とは研究と修養のこと。修養とは知識を高め、品性を磨き、自己の人格形成に努めること。この修養の部分を私は大切にしていきたいと思っています。

この4月、多くのこともたちが夢と希望、そして少しの不安を持って入学、進級していきます。このこともたちの中にも自分の性に違和感を持っていないこともたちがいるかもしれません。私たちは社会を形成していくものとして、一人ひとりのこともたちが何の不安やわかまりもなく、安心して楽しく過ごせるような環境をつくっていかねばならないと思っています。

こんにちは

## こちら消費生活センターです

●問い合わせ先 市消費生活センター(安全安心課内) ☎096(248)5442  
相談受付時間 平日 午前10時～午後4時

### 相談の多い定期購入トラブル

#### 事例1

テレビショッピングで化粧クリムが半額だったので試してみようと思いを電話をかけた。オペレーターがもっとお得なコースがあると勧めたので注文した。商品が届き開封すると1カ月後にまた商品が送られてくるとある。定期コースで注文していたことが分かった。解約できないか。

#### 解説

電話をかけた際、注文とは違う内容の勧誘があった場合は電話勧誘販売に当たると考えられます。電話勧誘販売では、契約書面が届いてから8日以内はクーリング・オフの対象になり契約を取り消すことができます(本来の通信販売にはクーリング・オフの適用はありません)。説明が分からない場合は、購入をやめるか、納得してから購入しましょう。

#### 事例2

スマートフォンに入った広告を見て初回980円のサブリメントを注文した。翌月同じ会社から再度荷物が届いたが、2回目は注文していませんので受け取り拒否した。それよかったです。

#### 解説

化粧品や健康食品の場合、定期コースで販売している事業者が多く、注意が必要です。契約状況を確認しないまま、受け取り拒否や返品をしてしまうと、商品代他に、再送の送料や違約金などを請求される可能性があります。事業者には契約内容を確認しましょう。

通信販売の場合、最終確認画面に、契約内容を記載しなければなりません。注文する際は条件の確認をしましょう。契約条件が記載されている画面はスクリーンショットで保存しておきましょう。

トラブルが起きた場合は消費生活センターへ相談しましょう。



市消費生活センター